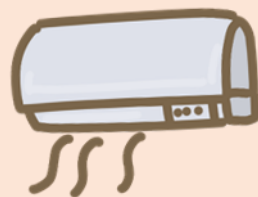


自治会集会所のエアコン 買い替え、新規設置を支援します

- 補助対象者 自治会、連合自治会
- 補助対象経費 省エネ性能の高いエアコンへの
買い替え又は新規設置の際の
①機器購入費 ②設置工事費 ③処分費 など
- 補助率 2分の1
- 補助対象事業費 補助対象経費が **50万円未満**
- 対象製品 ①家庭用エアコン
経済産業省資源エネルギー庁の定める「統一省エネラベル」の星が
2以上であること（右図参照）
②業務用エアコン
「2015年度省エネ目標基準達成商品」
又は「グリーン購入法調達基準適合商品」
- 補助対象期間 令和7年4月1日（火）～令和8年1月31日（土）
（すでに今年度エアコンを取り付けている場合にはご連絡ください。）
- その他
 - ・市内に所在する店舗又は事業所で購入してください。
 - ・予算には限度があるので、早めにご相談ください。

予算がなくなり
次第終了！！



※国の補助金を活用して実施する制度のため、今年度限りの事業です。

エアコンの導入時期などから数年内に買い替えを検討される場合は、
この機会にぜひご相談ください。

【お問合せ】

長崎市役所 自治振興課（担当 田尻）

〒850-8685

長崎市魚の町4番1号（市役所10階）

電話番号 095-829-1134

FAX番号 095-829-1233

mail jichishin@city.nagasaki.lg.jp

「統一省エネラベル」については、
こちらをご覧ください。

【省エネ型製品情報サイト】

（経済産業省資源エネルギー庁）

<https://seihinjyoho.go.jp/>



Q & A

Q1 業務用エアコンも対象ですか。

A1 事業費50万円未満であれば業務用エアコンも対象です。

「2015年度省エネ目標基準達成商品」又は「グリーン購入法調達基準適合商品」の基準を満たす必要があります。

Q2 事業費50万円を超える場合はどうすればよいか。

A2 自治振興課所管の「自治会集会所建設奨励費補助金」の対象になります。
担当者までご連絡ください。

Q3 申請書類は何が必要か。

A3 ホームページをご覧ください。



Q4 インターネットで購入してもよいか。

A4 地元経済効果のため、市内の店舗又は事業所で購入してください。

Q5 「統一省エネラベル」とは何ですか。

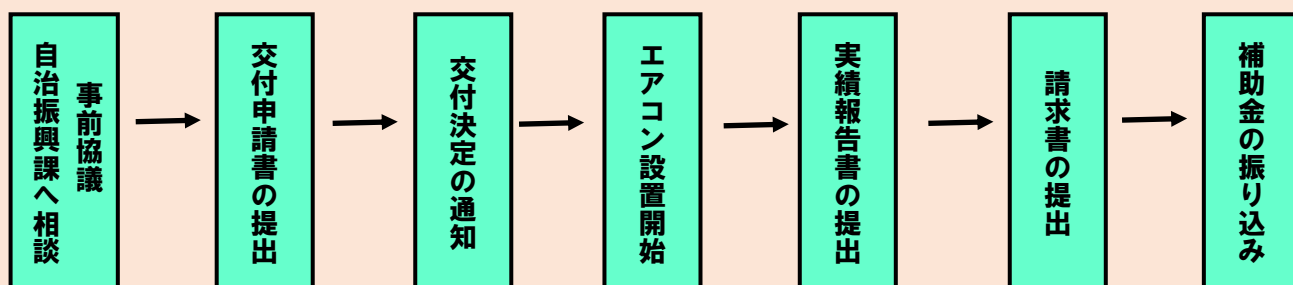
A5 省エネ性能がどれだけ優れているか数値化したものです。

詳しくは、経済産業省資源エネルギー庁の省エネ型製品情報サイト
(<https://seihinjyoho.go.jp/>) をご覧ください。

Q6 台数の制限はありますか。

A6 事業費50万円未満であれば、台数の制限はありません。

手続きフロー



※エアコン設置を急ぐ場合には、早めにご相談ください。